

## 事例集 (案)

## 事例1 学校全体を学校図書館に～学級図書館設置による子供の読書推進～

これまでも学校図書館は、専用の建物や部屋を設置することを基本としながら、児童生徒が気軽に活用できるよう、図書館資料の一部を学級文庫等に分散配架したり、廊下にブックトラックを設置する取組も実施されてきた。

新潟大学附属新潟小学校の学級の中には、「学級図書館」という取組が実施されている。この学級図書館では教室の一角に設置され、教員や子供が選書した本を約150冊配架している。床にはジョイントマットと座卓を設置し、その場で座って読書ができるようにしている。さらに、壁には作者の情報、子供が作成したPOP、おすすめの本などを掲示している。このような学級図書館を設置することによって、子供の読書意欲を喚起することにとどまらず、子供と本、子供と子供とのつながりの相乗効果も得られる。

この取組において注目すべき点は、学級図書館の運営を子供に委ねていることにある。学級図書館の設置は教員が行ったが、その後は子供の声に応えながら、例えば本の選書やPOP作成などの運営を少しずつ委ねていき、自然な形で子供が創る学級図書館に移行していった。このような子供が主体的に読書活動を行うことにつながる学級図書館の設置は、今後の子供の読書を推進するグッドプラクティスである。



学級図書館の様子

## 事例2 市町村と県による協働電子図書館“デジとしょ信州”

長野県は県域が非常に広く山間部が多い。77の市町村には規模が小さい自治体も多く、地理的な条件による情報格差はコロナ禍以前から課題だった。公立図書館の設置がない自治体が全体の4分の1、書店のない自治体が約半分という読書環境の格差を解消することを目的の一つとして、市町村と県が協働して、全ての県民が等しく情報（本）にアクセスできる環境を作るため、デジタルを活用した連携を進めることとなった。①台風による水害やコロナ禍等の経験を踏まえ、来館しなくても図書館サービスが継続的に提供できること、②学校教育や社会の情報化の推進に図書館が寄与すること、③読書バリアフリーを実現することの3つを目標として電子書籍サービスの構築に取り組み、実現したのが、令和4年8月にスタートした市町村と県による協働電子図書館「デジとしょ信州」である。「デジとしょ信州」は、長野県先端技術活用推進協議会のもとに設置された検討ワーキンググループ（事務局：県DX推進課）の段階から、現在の運営委員会（事務局：県立長野図書館）に至るまで、市町村と県が協働して運営している。コンテンツ費は市町村が分担（総額の10%を77市町村で均等に負担。90%は人口に応じて負担し、選書も市町村が担う。人口割を入れているのは利用人数を考慮したためであり、選書の権利は全市町村が公平であるというルールを定めた。県立図書館は広域自治体の立

## 市町村と県による デジとしょ信州 協働電子図書館



場・役割として、共通のシステム基盤となるプラットフォーム費（初年次のみ初期構築費とコンテンツ費）を分担している。運営委員会には利用登録、選書、利用者支援・広報、システムの各部会を設け、学校連携、読書バリアフリー、オリジナルコンテンツ（地域資料の電子書籍化）に関する課題解決チームを設置し、市町村と県のフラットな関係性の中で、より良い電子書籍サービスに育てて行こうとしている。リアルな図書館の良さを知ってもらうきっかけにしたいという思いもあり、「デジとしょ信州」の利用IDは原則として図書館の窓口で発行する仕組みである（窓口のない自治体の住民は、オンライン等を通じて県立長野図書館で登録できる）。一方、学校での活用を進めるために、学校やクラス単位のID一括登録の仕組みを構築し、教職員向けのデモIDの発行も行っている。当初は小・中学校のみを一括登録の対象としたが、高等学校、特別支援学校やフリースクールでもIDを一括登録できるよう、利用要綱に特例を設けた。なお、利用IDには自治体コードと生年を埋め込み、自治体や年代ごとの利用統計が取れるようにしたことで、利用動向を踏まえた選書や広報が可能となっている。

こうした工夫により、「デジとしょ信州」は、従来の図書館利用者に加えて、これまで図書館を利用しづらかった層や、関心を持ちづらかった層に対しても、読書を楽しむ環境を提供することに成功した。

### 事例3 デジタルアーカイブ福井

「デジタルアーカイブ福井」は、福井県立図書館、福井県文書館、福井県ふるさと文学館の3館が共同で運営する、地域資料の総合検索・公開プラットフォームである。令和元年の運用開始以来、単なる「館蔵資料の公開」に留まらず、県内の歴史資料や文化財、行政文書、さらには民間資料までを網羅する「地域のデジタルアーカイブ」としての役割を強化してきた。令和7年4月からは文書館単館が管理運用するデジタルアーカイブに変更しながら、県立図書館・県ふるさと文学館をはじめとした県内13機関と連携し、地域におけるデジタル資源の集約・発信のモデルケースとなっている。

本サービス最大の特徴は、MLA（博物館・図書館・文書館）の垣根を越え、地域のデジタル資源を一括して集約・提供している点にある。古文書、古典籍、歴史的公文書から、近現代の新聞記事、県ゆかりの文学資料などをシームレスに検索できるため、利用者は「どの館が何を持っているか」を意識することなく、地域に関する情報を網羅的に入手可能となっている。また、文書館が中心となり、県内の市町や学校、民間団体などが持つ貴重な資料も「デジタルアーカイブ福井」を通じて公開できる体制を整えている。

ことから、ICTリソースの限られた小規模機関でもアーカイブ化に参加できる工夫がなされている。

以上のように、「デジタルアーカイブ福井」は、各館が個別に蓄積してきた地域資料を、県域全体で共有・活用できる仕組みへと発展させてきた。いわば、従来の「点のアーカイブ」を、「面のアーカイブ」へと昇華させた取組である。

これにより、資料の散逸を防ぎ、地域の文化遺産を次世代に継承するための基盤が整えられた。また、図書館を含む教育施設・文化施設における地域資料のデジタル化において、各機関が単なる収集者ではなく、情報の「ハブ」として連携することの重要性を示している。MLA連携や、小規模機関も参加可能な公開基盤を整備した点においても、全国的に見ても極めて優れた好事例と言える。



「福井県鳥瞰図」（福井県立図書館貴重図書・福井県立図書館）  
出典：『デジタルアーカイブ福井』

#### 事例4 国立国会図書館視覚障害者等用データ送信サービス

国立国会図書館（NDL）が提供する「視覚障害者等用データ送信サービス」は、NDLが製作・収集した音声D



みなサーチ

国立国会図書館障害者用資料検索

AISSY、点字データ、テキストデータ等を、インターネット経由で承認館や個人に提供するサービスである（利用の際は国立国会図書館障害者用資料検索「みなサーチ」からアクセスする）。本サービスは、著作権法第37条に基づき、視覚障害者のみならず、上肢障害や発達障害（読み書き障害）等

により「通常の活字の読書が困難な方」を広く対象としている。図書館が「送信承認館」となることで、利用者のニーズに合わせたデータの提供や媒体への複製が可能となり、

情報アクセスの格差を解消する重要なインフラとして機能している。図書館においては、例えば鳥取県立図書館が県内の市町村立図書館や特別支援学校をはじめとする学校図書館等と連携し、読書バリアフリーの推進に注力している。同県では、県内全ての特別支援学校が国立国会図書館視覚障害者等用データ送信サービスのデータ送信承認館となっているほか、地域の点字図書館と協力し、機関の垣根を越えたサービス展開を行っている点が特徴である。

学校図書館においては、例えば島根県安来市立荒島小学校が挙げられる。荒島小学校では、児童生徒の1人1台端末の整備と、国立国会図書館における「わいわい文庫」（伊藤忠記念財団製作）のインターネット利用が可能になったことの2点から、当該サービスを導入し、特別支援学級で本サービスを活用した。また、従来の学校図書館シス

テムを併用して「わいわい文庫」を貸し出すサービスを構築している。

## 事例5 サピエ図書館

「サピエ図書館」は、視覚障害者や活字による読書が困難な方々に対し、点字・録音図書（DAISY等）のデータを提供する日本最大級の情報ネットワークシステムである。厚生労働省の補助金を受け、日本点字図書館がシステムを管理し、特定非営利活動法人

全国視覚障害者情報提供施設協会が運営し、全国の点字図書館や公立図書館、ボランティア団体などが連携して資料を登録・共有している。

令和6年現在、点字データ約27万タイトル、音声DAISYデータ約13万タイトル、テキストDAISYデータ約1万7千タイトルなどが蓄積されており、会員施設はこれらのデータをダウンロードあるいは貸出用CDなどのオンライン取り寄せを行い、利用者に提供できる。読書バリアフリー法の施行以降、活字の判読が困難な学習障害（ディスレクシア）や上肢障害を持つ方への支援インフラとしても、その重要性は一層高まっている。近年は、スマートスピーカーによる音声データ再生も可能となった。

例えば、京都市図書館ではサピエの会員施設として、自館に所蔵がないDAISY図書をサピエからデータをダウンロードしてDAISY図書を作成、またサピエ加盟施設の所蔵するDAISY図書・テープ図書・点字図書を取り寄せて、利用者に貸し出している。特筆すべきは、同市中央図書館を利用登録施設として指定し、個人が自宅でダウンロードして読書を楽しめるように「個人会員」の登録をすることで、サービスを利用できる点。また、DAISY図書再生機（DAISYプレイヤー）をお持ちでない方に、お試し用として無料貸出を行っている点である。これにより、来館が困難な利用者であっても、自宅にしながらDAISY図書等を利用できる環境を実現している。



## 事例6 多言語支援とコミュニケーションのバリアフリー

日本に居住する外国人が増加する中、図書館は地域の情報拠点として、母語による情報の提供や、日本語学習を支える役割を担っている。特に、専門用語を避け、分かりやすく整理した「やさしい日本語」の活用や、図や記号を用いて意思疎通を図る「コミュニケーション支援ボード」の導入は、言語にかかわらず誰もがサービスを享受するための必須のツールとなっている。

例えば、埼玉県では、令和6年末時点の県内在住外国人が約26万人を超え、県民の約28人に1人が外国人となっている。さらに、令和7年6月末時点では165の国籍・地

域の人々が暮らしており、地域社会の多様化が進んでいる。こうした状況を踏まえ、埼玉県立図書館では「図書館向け多文化サービスツール」を図書館ウェブサイトで提供している。このウェブサイトには、中国語・韓国語・ベトナム語・英語・ポルトガル語・スペイン語のほか、やさしい日本語による「指さしコミュニケーションシート」や利用案内を提供しており、今後多文化サービスに取り組む図書館に向けた「多文化サービススタート講座」研修資料や、実際のカウンター対応や資料収集方法を解決するための具体策を示した「多文化サービスQ&A」も掲載している。県立図書館から県内の図書館へこれらの情報を提供し、知見を共有することにより、各地方公共団体でのサービス展開がよりスムーズになることが期待される。

●外国語資料（埼玉県立図書館）

<https://www.lib.pref.saitama.jp/collection/mcult/index.html>

## 事例7 図書館におけるオンラインサービスの進展と活用事例

デジタル技術の進展に伴い、図書館には「場所」としての提供に加え、インターネットを通じた「機能」の提供が強く求められている。特に令和2年以降、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、非来館型サービスの需要が急増したことを背景に、電子書籍貸出サービスや、利用者登録・施設利用予約のオンライン化が進んでいる。これにより、物理的な距離や開館時間に縛られない、公平な情報アクセス環境の整備が加速している。

例えば岐阜県図書館では、視覚障害者等を対象としたオンライン対面朗読サービスを実施している。

図書館の所蔵資料を実際の書架のようにウェブサイト画面上に表示する、いわばバーチャル書架については、東京都立図書館や梶原町立図書館（高知県）でも実施され、来館できなくても図書館の蔵書を疑似的にブラウジングすることも可能となっている。

●岐阜県図書館「目の不自由な方へ」

<https://www.library.pref.gifu.lg.jp/disabilities/visually-impaired/>

●東京都立図書館「Digital BookShelf」

<https://catalog.library.metro.tokyo.lg.jp/iLisvirtual/?keycode=2&type=1&count=100>

●梶原町立図書館（雲の上の図書館）「雲の上の図書館WEB本棚」

<https://kumonoue-lib.jp/index.php/bookshelf-top>

## 事例8 総合的なユニバーサルデザインによる読書環境の保障

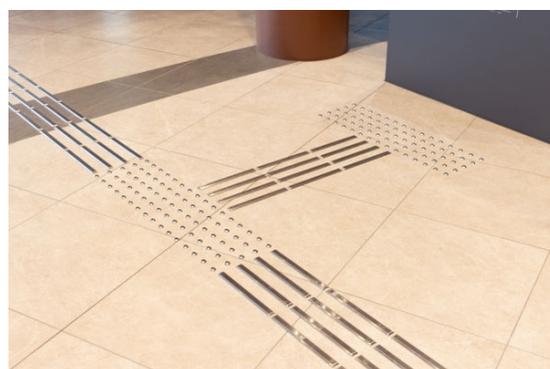
図書館におけるユニバーサルデザイン（UD）とは、単に障害者や高齢者のための特別な配慮を指すのではなく、施設、設備、ウェブサイトに至るまで、利用者が自身の身体的・言語的特性や利用シーンに縛られることなく、自立して等しく情報を取得できる環境を設計することを指す。

施設と設備のUDとして、石川県立図書館がある。令和4年に開館した石川県立図書館は、施設全体の設計から個別の設備に至るまで、徹底したUDが施された国内屈指の事例である。円形を基調とした大空間でありながら、床の段差を排除し、視覚障害者が迷わないよう床面の素材変化や点字ブロックが戦略的に配置されている。また、車椅子利用者やベビーカー利用者が快適に移動できるよう、通路幅は広く確保されている。また、「大活字本コーナー」や点字資料、LLブック（やさしく読める本）などを集約した「ユニバーサルコーナー」を設置し、読書補助具（拡大読書器、DAISY再生機等）を誰でも試せる環境を整えている。

ウェブサイトのUDとして、磐田市立図書館が挙げられる。同館のウェブサイトは、ウェブサイトのアクセシビリティに関する日本工業規格（JIS X 8341-3:2016「高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第3部：ウェブコンテンツ」）のレベルAAに一部準拠している。音声読み上げソフトへの対応のほか、情報を構造化することで検索のしやすさを追求している。



段差のない床（写真提供：石川県立図書館）



館内の点字ブロック（写真提供：石川県立図書館）

## 事例9 潜在的ニーズの掘り起こしによるコミュニティ形成と図書館の役割

従来の図書館サービスは、来館者を対象とした満足度調査に偏りがちであったが、地域の課題解決やコミュニティの活性化を担うためには、図書館を日常的に利用しない層（非来館者）の生活背景やニーズを能動的に把握し、それらを反映した施策を展開することが不可欠である。

例えば岩手県紫波町の「オガールプロジェクト」の中核を成す紫波町図書館は、企画段階から住民との対話を重ね、地域のハブとしての機能を構築した事例である。

紫波町社会福祉協議会のコミュニティソーシャルワーカーが中心となって実施される「ふれあいミーティング」において図書館も参加することで、来館者以外の人々が抱える課題を知ることができ、このことから図書館の企画展示のテーマに取り上げ、町民と

共有することもできた。

農作物への獣害に関する課題を抱える農家の人からの相談を受けながら、町役場の農林課からは獣害対策に関する説明会において参加者が集まらないという相談があったことを受け、図書館がこの課題に関する情報を関係部署、専門家、地域住民、JA、他市町村の担当者などから集め、企画展示とトークイベントを実施した。さらに、各地区の公民館へ出張し、関係部署や（一社）農山漁村文化協会とともに全国の対策事例などを学ぶ講座を実施した。その結果、一部の地域において、図書館の関連資料を活用して地域住民同士による勉強会を行うケースもあった。

また、館内を会話可能にすることや、普段図書館に足を向けない層のもとへ司書が自ら出向いて情報収集、提供を行うことで、利用者からの声やニーズ把握にもつながり、情報と人、人と人をつなぐ拠点として機能することとなった。

#### ●紫波町図書館10周年記念誌

[https://lib.town.shiwa.iwate.jp/download/pdf/20230520\\_01kinenshi.pdf](https://lib.town.shiwa.iwate.jp/download/pdf/20230520_01kinenshi.pdf)

### 事例10 多様な主体が参画するネットワークを基盤とした連携協働による取組の実践

地域に根ざした読書環境の醸成に向け、文部科学省では令和7年度に「図書館・学校図書館と地域の連携協働による読書のまちづくり推進事業」を実施した。本事業の委託を受けた三重県では、令和6年10月に発足した、多様な主体がつながるゆるやかなネットワークである「本よもうねっとMIE」を中心に、県内の読書環境の整備・改善を図っている。

「本よもうねっとMIE」は、作家・県立図書館長・書店商業組合代表・読書ボランティア等で組織する

「運営委員会」、読書に関わる多様な「会員（個人・学校・図書館・企業等）」、及び三重県教育委員会が担う「事務局」から成り、会員数は令和7年2月末時点で約500に達する。運営委員会と事務局が連携して企画・運営を行い、会員には情報発信等を行う一方、会員側からも地域の読書イベント等の提案を受ける双方向の仕組みを整えている。

この「本よもうねっとMIE」を基盤として、三重県では「わたしの好きな本大賞」（好きな本への思いを表現した「一言コメント部門」と「さし絵部門」を募集し、県民投票を経て大賞を決定）を実施。地域への愛着を育むとともに、新たな本との出会いを通じて読書習慣の定着を図った。実施にあたっては、「本よもうねっとMIE」のポータルサイトを通じて周知を図ったほか、書店と図書館が連携した検索サービスを提供し、サイト上に推薦本の一覧を表示することで、実際に本を手にとってもらうきっかけをつくった。



本よもうねっとMIE1周年記念イベントの様子

また、図書館や書店が乏しい地域における読書へのアクセス確保に向け、移動式本棚「旅する本棚」を作製した。製作は県内高校生が担い、「わたしの好きな本大賞」の大賞作品などを配架した本棚を、小学校や書店に設置した。日常的に図書館・書店を利用しにくい住民にも本に触れる機会を提供し、誰もが読書を楽しむことのできる環境づくりに取り組んだ。



「旅する本棚」

さらに、令和8年1月には発足1周年記念イベントをイオンモール鈴鹿で開催した。読書への興味・関心が薄い層にもアプローチできる商業施設の利点を生かし、メイン会場では絵本作家を招いた親子向けワークショップ、サテライト会場では県立図書館・古本屋・民間企業等によるブース出展を行い、さらに作家によるトークショーやサイン本の販売などを実施。立ち寄った人々が自然と本に触れる機会を提供した。また、書店の特設コーナーでは高校生によるビブリオバトルを実施し、興味を持った本をその場で手に取れるようにした。加えて、三重テレビとの連携により、県をあげた読書活動の取組を広く周知し、さらなる機運醸成につなげた。

このように、三重県では、多様な主体が参画するネットワークを基盤として、各分野の専門性と強みを活かした取組を実践している。地方公共団体・教育委員会、図書館、学校、書店、民間企業等が連携・協働し、地域全体で読書を通じたまちづくりに取り組むモデルの一つである。



メイン会場における親子向けワークショップの様子



絵本作家によるサイン会の様子

## 事例11 書店と公立図書館の共創～地域読書文化を支えるパートナーシップの展開～

出版不況や書店の減少という共通の課題に直面する中、書店と図書館が対立から協調へと舵を切る事例が増えている。図書館は「幅広い資料提供の場」を、書店は「最新トレンド提供と販売」を強みとしており、これらを融合させることで、地域全体の読書人

口の拡大と、知の循環（購入・借受・寄贈）の活性化を目指すものである。

例えば鳥取県書店商業組合は、鳥取県図書館協会の団体会員であり、組合の代表が協会理事として事業の検討に参加している。また、県内の書店員も多数個人会員として加入し、協会の活動を支えている。この協会が主催し、同組合と鳥取県立図書館等が共催して「本・書店・図書館にまつわるエピソード大賞」（鳥取県内の書店や図書館で、実際に自分が体験した本にまつわるエピソードを募集し、表彰）を実施したり、鳥取県教育委員会社会教育課主催の「中学生・高校生ポップコンテスト」では、鳥取県書店商業組合と鳥取県図書館協会が共催し、組合が推薦図書選定・審査、鳥取県書店商業組合特別賞を提供した。そのほか、鳥取県立図書館は県内の書店からの図書購入を原則とし、その割合は全体の約9割（令和6年度実績）である。

## 事例12 司書のキャリア形成と社会的認知度向上のために～日本図書館協会認定司書制度～

認定司書制度創設の契機は「社会教育主事、学芸員及び司書の養成、研修等の改善方策について」（平成8年4月24日生涯学習審議会社会教育分科審議会報告）である。この報告では、今後、図書館は広範な情報を提供し、自主的な学習を支援する開かれた役割が、一層求められる中で、司書の業績、経験等が適切に評価されず、それが任用や処遇の面にも反映されるシステムがないことを課題として挙げている。そして「高度で実践的な能力を有する学芸員及び司書に対し、その専門性を評価する名称を付与する制度を設けることが有意義と考えられる」と制度創設を提起した。

その後「図書館職員の研修の充実方策について」（これからの図書館の在り方検討協力者会議報告、平成20年6月）では、研修の体系化と修了者への認定・名称の付与が言及されている。こうした経緯を踏まえて、日本図書館協会では認定司書制度を平成22年度に創設した。

認定司書制度は創設から15年以上が経過している。認定司書となるためには、司書資格取得後、10年以上の図書館勤務を必要とし、その間、研修受講等、一定の自己研鑽を積むことが求められる。それに加えて、論文の執筆も必要である。認定司書制度が長く運用されてきたことで、自己研鑽を積むことの必要性が司書に浸透してきている。同時に、認定司書が図書館界を牽引するようになっている。このことは、司書職の専門性を社会に認知させることにもつながっている。図書館における職員の役割の重要性は繰り返し指摘されてきたが、専門的職員の高度化に寄与する認定司書制度は、今後ますます図書館の発展に必要である。